

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年8月30日

岩手県公安委員会

委員長 村井三郎

岩手県公安委員会規則第6号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年岩手県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>診断の対象者</th><th>医師</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）<u>第8条各号</u>（第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第8条第3号</u>に掲げる病気にかかっている者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第8条各号</u> （第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者	[略]	銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第8条第3号</u> に掲げる病気にかかっている者	[略]	[略]		<p>(医師の指定)</p> <p>第1条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項（法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）又は第12条の3の規定に基づく診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる診断の対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる医師のうちから行うものとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>診断の対象者</th><th>医師</th></tr></thead><tbody><tr><td>法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）<u>第11条各号</u>（第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>銃砲刀剣類所持等取締法施行令<u>第11条第3号</u>に掲げる病気にかかっている者</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table> <p>2 [略]</p>	診断の対象者	医師	法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第11条各号</u> （第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者	[略]	銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第11条第3号</u> に掲げる病気にかかっている者	[略]	[略]	
診断の対象者	医師																
法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第8条各号</u> （第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者	[略]																
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第8条第3号</u> に掲げる病気にかかっている者	[略]																
[略]																	
診断の対象者	医師																
法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号） <u>第11条各号</u> （第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者	[略]																
銃砲刀剣類所持等取締法施行令 <u>第11条第3号</u> に掲げる病気にかかっている者	[略]																
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。